

Q&A(東京都屋外広告物条例のうち豊島区に該当するものを抜粋。豊島区での取扱いを示したものです。)

## Q0 屋外広告物とは何ですか。

A0 「屋外広告物」とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項)。

具体的なイメージや観念を表しているものは、**上記(i)から(4)までの全ての要件を満たしていれば**、営利的なものはもちろん、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

## Q1 豊島区内で禁止区域、禁止物件に該当するものはありますか。

A1 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはいけない、地域・場所を禁止区域、物件を禁止物件とといいます。

豊島区内で「禁止区域」に該当する区域は、下記のとおりです。(条例第6条抜粋)

- 1号：第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
- 4号：文化財保護法の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が定める範囲内
- 6号：墓地、火葬場、葬儀場、社寺、仏堂、教会の境域
- 7号：地方公共団体の管理する公園、緑地、運動場、河川、堤防敷地、橋台敷地
- 9号：学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の建造物の敷地及び官公署の敷地
- 10号：道路、鉄道及び軌道の路線用地
- 11号：前号の路線用地に接続する地域で、知事が定める範囲内にあるもの

豊島区内で「禁止物件」に該当する物件は、下記のとおりです。(条例第7条抜粋)

- 1項1号：橋(橋台及び橋脚を含む。)、高架道路、軌道
  - 1項2号：道路標識、信号機及びガードレール
  - 1項3号：街路樹及び路傍樹
  - 1項4号：景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
  - 1項5号：郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの
  - 1項6号：形像及び記念碑
  - 1項7号：石垣及びこれに類するもの
  - 1項8号：駐車場法に規定する標識及びパーキングメーター並びに付属する工作物
- 下記の物件には、はり紙、はり札等、広告旗、又は立看板等を出すことはできません。
- 2項1号：電柱、街路灯柱及び消火栓標識
  - 2項2号：アーチの支柱及びアーケードの支柱

※「禁止区域」「禁止物件」の補足説明

「禁止区域」(条例第6条)

4号により知事が定める範囲：六義園の周囲の区域で、地盤面から高さ20m以上の空間。

9号：

「学校」の範囲…学校教育法第1条にいう学校(幼稚園、小・中・高・大学、高等専門学校、特別支援学校等)。専修学校及び各種学校は含みません。

「病院」の範囲…医療法第1条にいう病院、診療所。助産所は含みません。

「図書館」の範囲…図書館法第2条にいう図書館。

「博物館」の範囲…博物館法第2条にいう博物館。登録博物館であって技術館、歴史館、科学館、民芸館、資料館センター等の名称を使用するものもあります。

「公会堂、美術館」の範囲…国、地方公共団体及び公益法人が設立し、管理するもの。

「等の建造物」の範囲…児童福祉法第35条にいう保育所等の児童福祉施設、老人福祉法第14条にいう老人福祉施設、社会福祉法第20条にいう公民館など。公益法人が設立し、管理するもので前期に類似の施設。

「官公署」の範囲…国、地方公共団体、公団、公社等の庁舎。ただし、販売活動等、直接的営業活動を行う施設は許可区域とする。都営交通駅等は許可区域。都営交通の自動車営業所の敷地において庁舎と明確に区分できる駐車場も許可区域。

10号：「道路」の範囲…道路法上の道路で共用されているもの及び道路交通法上の道路。

11号により知事が定める禁止区域：首都高速道路の道路境界線から両側50m以内で、路面高から高さ15mまでの空間(一部、路面高以上の空間)

「禁止物件」(条例第7条)

1項1号：

「橋」…陸上橋、歩道橋を含みます。

「高架鉄道」「高架道路」のうち、高架下の駅舎、売店、駐車場等に設置するもので、自らの屋号、商標、商品の名称又は、その内容を表示するためのものについては、許可区域内(用途地域や告示区域等)であれば許可できます。

1項4号：景観重要建造物…雑司が谷旧宣教師館(景観法第19条第1項)

景観重要樹木…雑司が谷鬼子母神の大イチョウ(景観法第28条第1項)

1項5号：

「公衆電話ボックス」…キャビネットスタンド型(電話機をポール上の樹脂の箱の中に据え付けたもの。)を含みます。

「これらに類するもの」の例…無線塔、吸排気塔

1項7号：「これに類するもの」の例…がけ、土手、堤防、よう壁

ただし、上記の規定にかかわらず、表示又は設置できる広告物があります。(次項以降)

「禁止区域・禁止物件・許可区域」に許可を受けずに表示又は設置できる屋外広告物等(豊島区内を抜粋)

適用除外の屋外広告物 (条例第 13 条)	基準 (規則第 12 条)
1号.他の法令の規定により表示する屋外広告物等	
2号.国又は公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止区域,禁止物件に表示又は設置する 10 m<sup>2</sup>を超える広告物は、屋外広告物表示・設置届を提出したもの。</li> <li>・庭園内から見えない広告物を除き六義園の周囲の区域で、地盤面から高さ 20m 以上の空間は、建築物の屋上への取り付け、光源の使用、高彩度色彩<sup>※</sup>の使用を禁止。</li> </ul>
3号.公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。)及びアドバルーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示するもの。</li> <li>・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。</li> <li>・表示期間は 30 日間以内。</li> </ul>
4号.公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物(ベンチ、灰皿スタンド等を寄贈する代わりに表示するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計は 0.5 m<sup>2</sup>以下。</li> <li>・屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の平面の面積が 1/20 以下。</li> </ul>
5号.自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等(「 <b>自家用広告物</b> 」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止区域にあつては、建築物の屋上への取り付け、建築物の壁面からの突出、ネオン管<sup>※</sup>の使用などを禁止。</li> <li>・禁止区域,禁止物件は、表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下。</li> <li>・許可区域にあつては、表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以下(ただし、第 1 種文教地区は 5 m<sup>2</sup>以下)。</li> <li>・橋、高架道路、軌道、石垣及びこれに類するものから突出させないこと。</li> </ul>
6号.自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等(※許可が不要な合計面積を超えた場合、許可が不要な合計面積も含め、許可を受ける必要があります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積について 1,000 m<sup>2</sup>までを 5 m<sup>2</sup>とし、5 m<sup>2</sup>に 1,000 m<sup>2</sup>を増すまでごとに 5 m<sup>2</sup>を加えた面積以下であること。</li> </ul>
7号.冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等	
8号.公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクトンマッピングで、公益性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示期間が 3 月以内。</li> <li>・企業広告等(営利を目的として表示されるもの)の占める面積×時間の割合がおおむね 1/3 以下。</li> <li>・企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有すること。</li> <li>・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。</li> </ul>

※色彩については、「[東京都景観色彩ガイドライン 05 屋外広告物の色彩](#)」を参照してください。

※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

※規則で定める規格の基準(条例第 21 条、規則第 19 条)が定められた広告物は、これに適合するものであること。

※「禁止区域・禁止物件・許可区域」に許可を受けずに表示又は設置できる屋外広告物等の  
補足説明

1号：他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等の例示

※規則で定める規格の基準（条例第21条、規則第19条）は適用されません。

- (ア) 建築基準法第89条第1項による一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示、同第59条の2による公開空地(総合設計制度)の標示板の設置
- (イ) 道路法第45条第1項による道路標識の設置及び同法第47条の5による通行の禁止又は制限の場合における道路標識
- (ウ) 文化財保護法第115条第1項による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置
- (エ) 建設業法第40条による建設工場の現場等への標識の掲示
- (オ) 消防法（危険物の規制に関する規則第28条の2の5）による顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の「セルフ」等の記載、設置
- (カ) 公職選挙法第143条に規定された選挙運動のために使用する文書図画の掲示

2号：国又は公共団体が『公共的目的』をもつて表示する広告物等

**表示主体を明確にするため、広告物の表示主体を明記してください。**

『公共団体』としては、一般に、地方公共団体、公共組合、営造物法人、独立行政法人が挙げられるが、この場合、公共組合とは、土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、水害予防組合等をいい、営造物法人とは各種の公社、公団、事業団等をいう。（出典：新自治用語辞典〔改訂版〕（株）ぎょうせい発行）

『公共的目的』：広く公共性があると認められるものをいいます。

- (ア) 行政の施策発信に資するもの及び社会一般の利益の増進若しくは不利益の予防に資するもの。ただし、次のものは該当しません。

営利目的のもの（自家用広告物以外の、広告料収入を得るためのものを含む）や、特定の団体の主義、主張、意見広告

- (イ) 行政の主たる事務又は事業と直接結びつくもの。

ただし、次のものは該当しません。

行政団体の事務・事業に関連のないもの及び間接的に関連があるものや、構成員や特定職域の者のみを利益享受の対象とするもの。

- (ウ) 「参加の機会」や「成果の活用」に制限がないもの。すなわち、誰でも参加でき、利用することができるものとして、公共性が担保されているもの。

3号：公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕（網製のものを含む。）及びアドバルーンの例示

- (ア) 交通安全運動のための集会、行事、催し物に係るもの
- (イ) 火災予防運動のための集会、行事、催し物に係るもの
- (ウ) 自然保護運動のための集会、行事、催し物に係るもの
- (エ) 青少年健全育成運動のための集会、行事、催し物に係るもの
- (オ) 環境浄化運動のための集会、行事、催し物に係るもの
- (カ) 国勢調査のための集会、行事、催し物に係るもの
- (キ) 納税促進のための集会、行事、催し物に係るもの
- (ク) 国又は地方公共団体の行う物産展のための集会、行事、催し物に係るもの
- (ケ) その他これらに準ずるもの

4号：公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物（ベンチ、灰皿スタンド等を寄贈する代わりに表示するもの）

『寄贈者名』とは寄贈者の氏名又は名称をいうが、寄贈目的、寄贈年月日等の寄贈内容の表示を含むものとする。なお、寄贈者の事業若しくは営業の内容又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するものは、これに該当しません。

5号：自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等（「自家用広告物」）有人であるか無人であるかを問わないので『自動販売機』も自家用広告物になります。

6号：自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等の例示『○○建設予定地』、『□□□会社所有地』（当該土地・物件の所有者、管理者の名称、電話番号は必要最小限の大きさ）等、『出口』、『入口』、『駐車場』、『P』、『車いすを使う人の専用駐車区画であることを示すマーク』、『IN』、『→』、『トイレ』等の位置の情報、『立入禁止』や『騒音注意』、『アイドリングストップ』等の注意喚起等に関するもの

7号：冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等

(ア) 冠婚葬祭、祭礼等において、地域の慣例に従って表示又は設置されるもの。例えば祭ちょうちん等。

(イ) 地域商店会等が、自らの商店街で商店会の行事として行う短期的な大売出しの屋外広告物等

8号：公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクトマップで、公益性を有するもの

『[プロジェクトマップの表示等に関するガイドライン](#)』に適合すること。

「禁止区域・許可区域」に許可を受けずに表示又は設置できる屋外広告物等(豊島区内を抜粋)

適用除外の屋外広告物 (条例第 14 条)		基準 (規則第 13 条)
1号. 講演会、展覧会、音楽会等のために表示する広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。</li> <li>・会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置するもの。</li> <li>・催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く。)を表示するもの。</li> <li>・各広告物等の表示面積が 10 m<sup>2</sup>以下かつ、その間隔が 30 m以上。</li> <li>・広告物等の上端までの高さが地上 5 m以下。</li> <li>・色彩が 4 色以内。</li> <li>・表示期間が開催日の前日から終了日まで。</li> </ul>
2号.電車又は自動車の外面(車体)を利用する広告物等(車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。)	電車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面電車</li> <li>・電車</li> </ul>
	自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・貨物自動車</li> <li>・バス(路線バス、観光バス)</li> </ul>
3号.人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)、船舶等に表示する広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、<b>排気量 250cc を超えるバイクを除き</b>第三者広告が表示可能。</li> </ul>
4号.塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する広告物(都市環境を向上させるもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。</li> <li>・宣伝の用に供されていない(事業促進効果を有しない)絵画、イラスト等であること。</li> </ul>

※規則で定める規格の基準(条例第 21 条、規則第 19 条)が定められた広告物は、これに適合するものであること。

※「禁止区域・許可区域」に許可を受けずに表示又は設置できる屋外広告物等の補足説明

2号：電車又は自動車の外面（車体）を利用する広告物等（車輪及び車輪に附属する部分、電車のパンタグラフ、底面、自動車のタイヤ、ホイールは車体に含まれません。）

（ア）電車若しくは自動車の車体に表示する内容が、電車若しくは自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標であること。

**【注意】 自己の事業又は営業の内容を表示する場合には許可が必要です。**

（イ）自動車の車体に表示する内容が、次の非営利事項であること。

a 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項

b 政党その他の政治団体、労働組合等の団体若しくは個人が政治活動若しくは労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項

（ウ）自動車で他の道府県に存する運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに、当該道府県又は指定都市若しくは中核都市の広告物等に関する条例の規定に従って表示するもの（宣伝車を除く。）であること。

3号：人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する広告物

※自家用広告の事業・営業内容に加え、**排気量 250cc を超えるバイクを除き**第三者広告が表示可能。

（ア）人に表示する屋外広告物の例示：サンドイツチマン、チンドン屋等

（イ）車両とは、排気量が 250cc 以下のバイク又は原動機付自転車、若しくは自転車（原動機無し）並びにリヤカー、馬車等の人力又は動物の力により移動するものをいいます。

フレーム等車体への表示に限り認めており、掲出物件等を搭載・設置することはできません。リヤカーや自転車の本体（前かごを含む。）に広告を表示することは可能ですが、リヤカーに広告板を設置することはできません。ペロタクシー（の屋根部分）については、業務上必要な機能として、「車両本体」と位置づけています。ピザ屋さんのバイクや宅配バイクのボックス等についても「車両本体」と位置づけています。

（ウ）船舶等とは、船舶及び飛行機（飛行船、熱気球等を除く。）等

4号：塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する広告物

（都市景観を向上させようという、善意に動機付けられた屋外広告物）

宣伝の用に供されていない（事業促進効果を有しない）絵画、イラスト等であること。

「禁止区域」に許可を受けて表示又は設置できる屋外広告物等(豊島区内を抜粋)

適用除外の屋外広告物 (条例第 15 条)	基準 (規則第 14 条)						
1号.自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋上への取り付け、建築物の壁面からの突出、ネオン管*の使用などを禁止。</li> <li>・表示面積（許可が不要な表示面積を含む。）の合計が 20㎡（学校、病院は、50㎡）以下。</li> <li>・庭園内から見えない広告物を除き六義園の周囲の区域で、地盤面から高さ 20m 以上の空間は、建築物の屋上への取り付け、光源の使用、高彩度色彩*の使用を禁止。</li> </ul>						
2号.道標、案内図板等の広告物等で、公共的目的をもって表示するもの ※禁止物件には表示することはできません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積が 3㎡以下。</li> <li>・広告物等の上端までの高さが地上 5 m以下。</li> <li>・寄贈者名、表示者名等を表示する部分の面積が当該広告物等の表示面積の 1/8 以下。</li> </ul>						
3号.電柱、街路灯柱、消火栓標識、バス停留所標識等を利用して表示する広告物等で、公衆の利便に供することを目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の店舗、事務所、工場等の案内誘導を目的とするもの（「案内誘導広告物等」という。）であること。</li> <li>・街路灯柱は商店会等が表示する広告物等であること。</li> </ul>						
4号.電車又は自動車の外面（車体）を利用する広告物等（車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 1001 778 1095"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路面電車</li> <li>・電車</li> </ul> </td> <td data-bbox="778 1001 1359 1095"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1095 778 1288"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・貨物自動車</li> <li>・バス（路線バス、観光バスを除く。）</li> </ul> </td> <td data-bbox="778 1095 1359 1288"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者又は管理者の事業又は営業の内容。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1288 778 1435"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス、観光バス</li> <li>・タクシー、ハイヤー</li> <li>・宣伝車</li> </ul> </td> <td data-bbox="778 1288 1359 1435"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面電車</li> <li>・電車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・貨物自動車</li> <li>・バス（路線バス、観光バスを除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者又は管理者の事業又は営業の内容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス、観光バス</li> <li>・タクシー、ハイヤー</li> <li>・宣伝車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面電車</li> <li>・電車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・貨物自動車</li> <li>・バス（路線バス、観光バスを除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者又は管理者の事業又は営業の内容。</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス、観光バス</li> <li>・タクシー、ハイヤー</li> <li>・宣伝車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告の事業・営業内容に加え、第三者広告が表示可能。</li> </ul>						
6号.公益上必要な施設又は物件に表示する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 19 条第 1 項に規定する規格に適合すること。</li> </ul>						

※自動車については、道路運送車両法に基づく登録を受け、登録の使用の本拠の位置（車庫証明書を受けた場所）が豊島区内の自動車の対象となります。ただし、宣伝車は都内ナンバー・都外ナンバーを問わず、車検証に「車体の形状」として「放送宣伝」と記載されている自動車対象。

※バス会社等の識別性が低下するため、車体前面への広告は表示しないでください。

※タクシー、ハイヤーは、車体の前面部及び後面部への表示が認められていません。

※窓の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示したハイヤー、タクシーの車体の外面には、第三者広告を表示できません。

※**排気量 250cc を超えるバイク**に第三者広告の表示は認められていません。

※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

※色彩については、「[東京都景観色彩ガイドライン 05 屋外広告物の色彩](#)」を参照してください。

※規則で定める規格の基準（条例第 21 条、規則第 19 条）が定められた広告物は、これに適合するものであること。

※「禁止区域」に許可を受けて表示又は設置できる屋外広告物等屋外広告物等の補足説明

2号：道標、案内図板等の広告物等で、公共的目的をもって表示するもの

(駐車場案内標識など、近隣の道路、建物、公共施設又は交通機関等への案内誘導等を目的とするもの(規則第15条)) ※禁止物件には表示することはできません。

6号：公益上必要な施設又は物件に表示する広告物等

(避難標識又は案内図板等に表示する広告物等(規則第16条))

(ア) 標識又は案内図が表示された面の各面につき1広告物とし、表示面積が0.32㎡又は各面の標識若しくは案内図の表示面積の1/2に当たる面積のいずれか小さい面積以下であること。

(イ) 添架広告物については、道路面から当該添架広告物の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路上にあっては歩道上3.5m以上、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5m以上であること。

(ウ) 当該標識又は案内図が示す本来の表示目的を阻害しないものであること。  
(規則別表第3 七の部(三))

「非営利広告物等」の特例：

「禁止区域・許可区域」に許可を受けずに表示又は設置できる非営利広告物等(豊島区内を抜粋)

適用除外の屋外広告物 (条例第 17 条)	基準 (規則第 18 条)
1.非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。)及びアドバルーン(「 <b>非営利広告物等</b> 」という。)は、第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、六義園の周囲の区域で地盤面から高さ20m以上の空間、道路・鉄道及び軌道の路線用地、首都高速道路の道路境界線から両側50m以内* (墓地・火葬場・葬儀場・社寺・仏堂・ <b>教会の境域、地方公共団体の管理する公園・緑地運動場・河川・堤防敷地・橋台敷地、学校・病院・公会堂・図書館・博物館・美術館等の建造物の敷地及び官公署の敷地を除く。</b> )並びに許可区域に表示し、又は設置することができます。	・表示又は設置できる非営利広告物 (イ,ロ) イ 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物等 ロ 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等 ・表示期間が30日以内。 ・表示面積がはり紙(ポスターを含む。)及びはり札等にあっては1㎡以下、立看板等にあっては3㎡以下。 ・広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること。

※首都高速道路の道路境界線から両側50m以内で、路面高から高さ15mまでの空間(一部、路面高以上の空間)。ただし、首都高速道路から展望できない広告物を除く。

※規則で定める規格の基準(条例第21条、規則第19条)が定められた広告物は、これに適合するものであること。

※下記の物件にははり紙、はり札等、広告旗、又は立看板等を出すことはできません。(条例第7条第2項)

電柱、街路灯柱及び消火栓標識、アーチの支柱及びアーケードの支柱

#### ※補足説明

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。)及びアドバルーンで非営利の目的のために表示するものの例示

- (ア) 芸能ショー及びプロのスポーツ興業等で開催目的がチャリティーショー(収益を社会福祉事業等に使用することが明示されたもの)である場合の広告
- (イ) 自治会が行うバザー(慈善市)の広告
- (ウ) 家庭教師求む・家庭教師したい等(個人が行うもの)
- (エ) 個人が自らのアパート、下宿等について行う広告「アパート(空室)あります」部屋数、家賃、家主の電話番号等が表示されている。
- (オ) 迷い犬(鳥)等の広告
- (カ) 私有地(空き地や民家の塀等)に表示する「ごみを捨てるな」「小便禁止」「はり紙禁止」等。(条例第13条第6号の**管理上必要な屋外広告物等に該当。**)
- (キ) その他これらに類するもの
  - (キ)の例…祝〇〇出場〇〇部、祝〇〇君〇〇大会優勝

## Q2 豊島区内で許可区域に該当する区域はありますか。

A2 「禁止区域」を除き、許可を受ければ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してもよい地域又は場所を「許可区域」といいます。(条例第8条)

豊島区内では、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第1種・第2種文教地区が該当します。

## Q3 自家用広告物の適用除外について

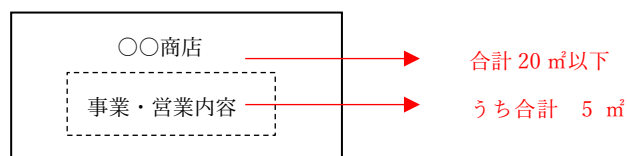
A3 「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等のことをいいます(「事業又は営業の内容」の例:店名に続く「修繕・リフォーム全般」「訪問介護・デイサービス」「CD・DVDレンタル」「時間貸し駐車場の料金表表示」「食堂等のメニュー表示」「Tax Free(免税店)」等の表現、「営業所」の例:「売店」「露店」「自動販売機」)。その企業のイメージカラーとして広く使用していると認められるものは、商標と同様の取扱いとしています(豊島区での取扱い)。

自家用広告物については、「許可が不要な合計面積」以内であれば許可を受けずに表示又は設置することが可能ですが、規則で定める規格の基準(条例第21条、規則第19条)に適合している必要があります。

また、これらの場合でも、禁止区域内における建築物の屋上への取り付け、建築物の壁面からの突出、ネオン管(光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含む))の使用など禁止されている事項があります。

「許可が不要な合計面積」を超えた場合、許可区域内は規則で定める規格の基準(条例第21条、規則第19条)に適合すれば許可できますが、禁止区域内は合計20㎡(学校及び病院は50㎡)までの許可となります。また、「許可が不要な合計面積」を超える面積には事業・営業内容を含めることはできません。この場合、「許可のできる合計面積」には、「許可が不要な合計面積」も含まれます。

禁止区域内における自家用広告物掲出例



自家用広告物の適用除外基準（許可区域及び禁止区域内）（          ：許可区域を表します）

地域地区等 (豊島区内を抜粋)	地域地区等の禁止事項	路線用地やこれに 接続する区域内* の禁止事項	許可が不要な合計面積	禁止区域内にお いて許可のでき る合計面積の限 度
第1種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居 専用地域、第1種文教地区	・建築物の屋上への取り付け。 ・建築物の壁面からの突出。 ・ネオン管*の使用。	右記禁止事項に加え ・光源の点滅*。 ・赤色光の使用(表 示面積の1/20以 下は使用可)。	合計が5㎡以下。	20㎡以下。  (ただし、学校、 病院は50㎡以 下。) 許可が不要な面 積を超える面積 の表示内容は、自 己の氏名、名称、 店名又は商標に 限る。(事業・営 業の内容を含め ることはできま せん。)
六義園の周囲の区域で、地 盤面から高さ20mの以上 の空間* (文化財保護法に より指定された建造物及 びその周囲で知事が定め る範囲内にある地域)	・建築物の屋上への取り付け。 ・光源の使用。 ・色彩*は庭園景観と調和した低 彩度を基本とする。表示面積の 1/3以下を超えて使用できる高 彩度の色彩*を定めています。	右記禁止事項に加え ・光源の点滅*。 ・赤色光の使用(表 示面積の1/20以 下は使用可)。 ・露出したネオン 管*の使用。	・第1種低層住居専用 地域、第1種中高層 住居専用地域は合計 が5㎡以下。 ・第1種住居地域、商 業地域は合計が10 ㎡以下。	
・区内全域	橋、高架道路、軌道、石垣及びこれ に類するものから突出。		合計が5㎡以下。	
第2種文教地区		・光源の点滅*。 ・赤色光の使用(表 示面積の1/20以 下は使用可)。	合計が10㎡以下。	
第1種・第2種住居地域、 近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域		・光源の点滅*。 ・赤色光の使用(表 示面積の1/20以 下は使用可)。 ・露出したネオン 管*の使用。	合計が10㎡以下。	

※路線用地やこれに接続する区域内：「道路・鉄道・軌道」及び「首都高速道路の道路境界線から両側50m以内で、路面高から高さ15mまでの空間（一部、路面高以上の空間）。ただし、首都高速道路から展望できない広告物を除く。」

※六義園の周囲の区域で、地盤面から高さ20mの以上の空間：庭園内から見えない広告は、規制の対象外です。

※色彩については、「[東京都景観色彩ガイドライン 05 屋外広告物の色彩](#)」を参照してください。

※光源の点滅：映像等が連続的に動くものを含みます。

※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

※規則で定める規格の基準（条例第21条、規則第19条）が定められた広告は、これに適合するものであること。

#### Q4 一つのビルにテナントが複数存在する場合の自家用屋外広告物について

A4 各テナントとも自家用広告物について、禁止区域内では合計 5 m<sup>2</sup>、許可区域内では合計 10 m<sup>2</sup>（第 1 種文教地区は 5 m<sup>2</sup>）以内であれば許可を受けずに掲出できます。

ある一つのテナントの自家用広告物の表示面積の合計が許可の必要な面積に達した場合には、すべてのテナントの許可申請が必要になります。

例えば、禁止区域において、一つのビルにテナントが 3 軒存在するとき、

テナント A、B、C とも 5 m<sup>2</sup>以下の自家用広告物を掲出している

⇒A、B、C とも許可を受けずに掲出できます

テナント A が 5 m<sup>2</sup>以下、B が 5 m<sup>2</sup>以下、C が 5 m<sup>2</sup>を超える自家用広告物を掲出している

⇒A、B、C とも許可を受ける必要があります

#### Q5 第三者広告物とは何ですか。

A5 自家用広告物以外の広告物を非自家用広告物（＝第三者広告物）といいます。

例えば、**自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示しない広告物**は、第三者広告物になります。また、**自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物**であっても、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容以外が表示可能なデジタルサイネージや LED ビジョンは、第三者広告物になります（豊島区での取扱い）。

第三者広告物については、禁止区域内には掲出することができませんが、許可区域内であれば、許可を受けて掲出することができます。

#### Q6 仮囲いに掲出する屋外広告物は自家用広告物ですか、第三者広告物ですか。

A6 「表示内容」と「生活・営業等の本拠又は事業所・営業所等の実体」が場所的・空間的に一致していれば、当該「表示内容」は自家用広告物に該当します。

仮囲いの場合、仮囲いが設置されている建設現場に、マンション販売会社の名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示する広告物であっても建設現場にマンション販売会社の事業所・営業所が存在しない場合は、第三者広告物となります。

建設会社が自己の名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示する広告は、建設現場が自己の作業場であるので、自家用広告物になります。

#### Q7 屋外広告物の規格の基準はありますか。

A7 規格の基準が定められた広告物は、これに適合するものでなければなりません（条例第 21 条、規則第 19 条）。条例第 13 条から第 17 条に規定する広告物（第 6 条から第 8 条までの規定の適用を除外する広告物）についても、規格の基準が定められた広告物であるならば、この規格の基準に適合するものでなければなりません。

## Q8 豊島区内の六義園の周囲の区域の規制について

A8 自然の立地条件や建築物等に遮られ庭園内から見えない広告物は、規制の対象外です。

豊島区巣鴨一丁目、駒込一丁目及び駒込二丁目のうち、下図に示す区域における地盤面から高さ 20m 以上の空間が禁止区域になります。



駒込1丁目

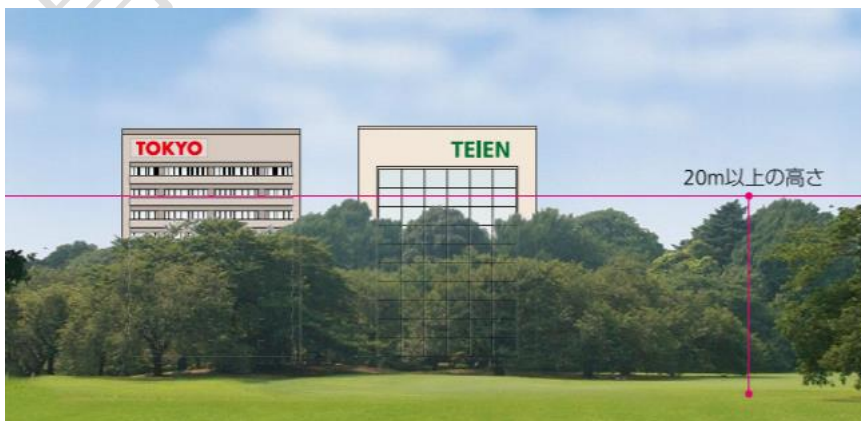
1番,2番,3番,41番,  
42番,43番,44番の一部

駒込2丁目1番の一部

巣鴨1丁目1番,2番,  
3番,4番



庭園などの周辺では良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全します。



高彩度の屋外広告物は、反転表現にして穏やかな色彩を地色にすることや、文字のみの表現として彩度を下げるなどの工夫により、庭園への表情が優しいものになります。

下表に定める基準に適合する「自家用広告物」に限り表示することができます。

地域地区等 (六義園の周囲の区域)	地域地区等の禁止事項	路線用地 <sup>※</sup> の禁止事項	許可不要な 合計面積	禁止区域内に おいて許可の できる合計面 積の限度
第1種住居地域、 商業地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋上への取り付け。</li> <li>・光源の使用。</li> <li>・色彩<sup>※</sup>は庭園景観と調和した低彩度を基本とする。表示面積の1/3以下を超えて使用できる色彩は次の通りです。 【色相】 【彩度】 0.1R～10R → 5以下 0.1YR～5Y → 6以下 5.1Y～10G → 4以下 0.1BG～10B → 3以下 0.1PB～10RP → 4以下</li> </ul>	右記禁止事項に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・光源の点滅<sup>※</sup>。</li> <li>・赤色光の使用(表示面積の1/20以下は使用可)。</li> <li>・露出したネオン管<sup>※</sup>の使用。</li> </ul>	合計が10㎡以下。	合計が20㎡以下。 (ただし、学校及び病院は50㎡以下。) (許可が不要な面積を超える面積の表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。)
第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域	上記禁止事項に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面からの突出。</li> <li>・ネオン管<sup>※</sup>の使用。</li> </ul>	右記禁止事項に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・光源の点滅<sup>※</sup>。</li> <li>・赤色光の使用(表示面積の1/20以下は使用可)。</li> </ul>	合計が5㎡以下。	

※許可のできる合計面積には、許可不要な合計面積も含まれます。(黄色：許可区域を表します)

※路線用地：「道路・鉄道・軌道」。なお、六義園の周囲の区域には、路線用地に接続する区域はありません。

※色彩については、「[東京都景観色彩ガイドライン05 屋外広告物の色彩](#)」を参照してください。

※光源の点滅：映像等が連続的に動くものを含みます

※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

※上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物…

国又は公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物等(条例第13条第2号)及び公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。)、アドバルーン(条例第13条第3号)及びプロジェクションマッピングで公益性を有するもの(条例第13条第8号)並びに非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。)、アドバルーン(条例第17条)

※規則で定める規格の基準(条例第21条、規則第19条)が定められた広告物は、これに適合するものであること。

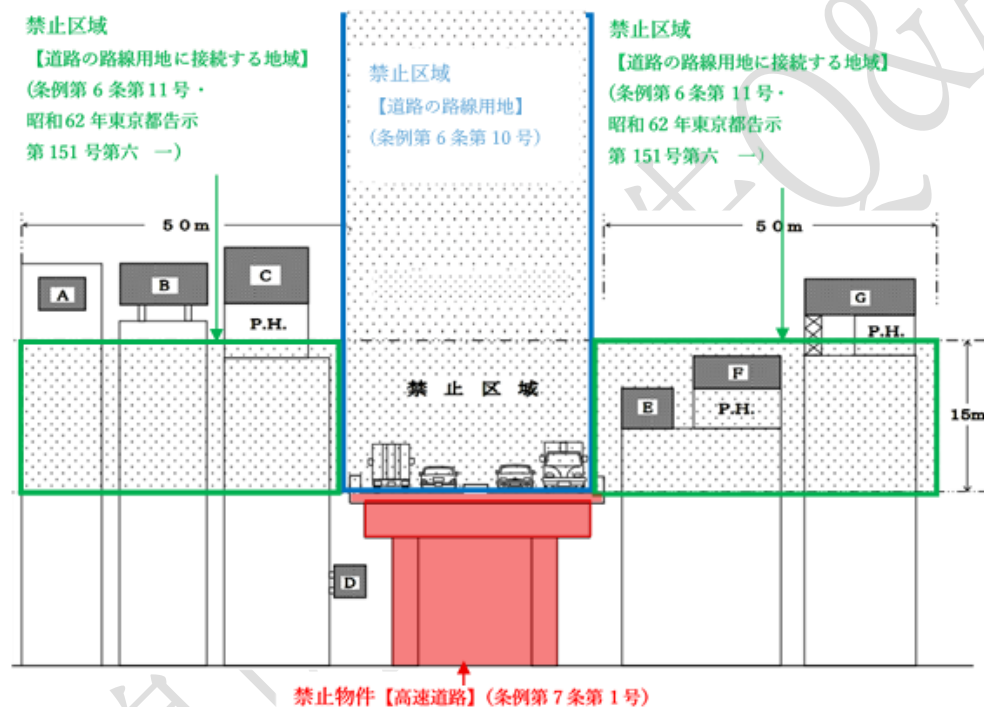
## Q9 首都高速道路沿道の規制について

A9 首都高速道路から自然の立地条件により展望できない広告物は、規制の対象外です。

豊島区内では高速5号池袋線、高速中央環状線の沿道が規制対象になります。

道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15mまでの空間が禁止区域になります（下図参照）。高速道路が上下線等で二段以上の場合、各路面高から15mまでの空間が禁止区域になります。

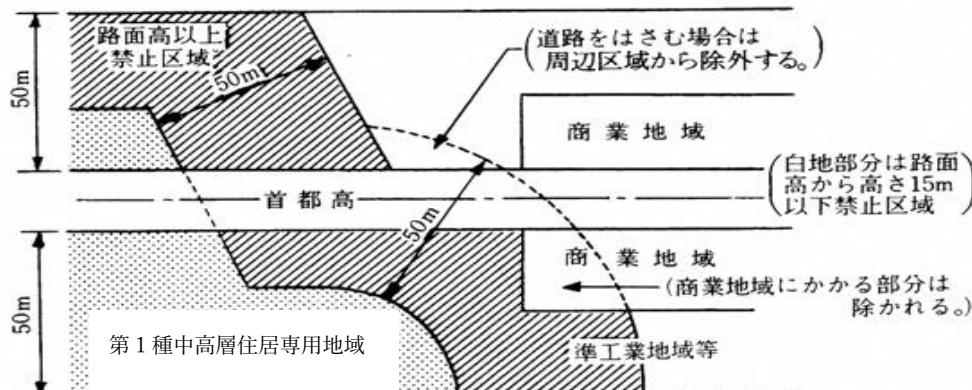
ただし、豊島区内の首都高速道路の道路境界線から両側50m以内のうち、第1種中高層住居専用地域と重複する部分の、周辺50m以内の区域（商業地域にかかる部分を除く。）では、路面高より上の空間が禁止区域になります（下図参照）。



※A・B・C・Dは、禁止区域外になりますが、E・F・Gは禁止区域になります。

※Gのように禁止区域に広告物及びこれを掲出する物件の一部（鉄骨等）があっても禁止されます。

※道路の路面高は、路面を支えている橋脚に記入されている番号（池-352,607,2034など）を調べて、首都高速道路（株）東京西局営業道路管理課 03-3264-8202 で確認してください。



下表に定める基準に適合する「自家用広告物」に限り表示することができます。

地域地区等 (首都高速道路の道路境界線から両側 50m 以内)	地域地区等の禁止事項	路線用地やこれに接続する区域内*の禁止事項	許可不要な合計面積	禁止区域内において許可のできる合計面積の限度
第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域		・光源の点滅*。 ・赤色光の使用（表示面積の1/20 以下は使用可）。 ・露出したネオン管*の使用。	合計が 10 m <sup>2</sup> 以下。	合計が 20 m <sup>2</sup> 以下。 (ただし、学校及び病院は 50 m <sup>2</sup> 以下。)
第 2 種文教地区		・光源の点滅*。 ・赤色光の使用（表示面積の1/20 以下は使用可）。	合計が 10 m <sup>2</sup> 以下。	(許可が不要な面積を超える面積の表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。)
第 1 種中高層住居専用地域	・建築物の屋上への取り付け。 ・建築物の壁面からの突出。 ・ネオン管*の使用。	右記禁止事項に加え ・光源の点滅*。 ・赤色光の使用（表示面積の1/20 以下は使用可）。	合計が 5 m <sup>2</sup> 以下。	

※許可のできる合計面積には、許可不要な合計面積も含まれます。(黄色い背景：許可区域を表します)

※路線用地やこれに接続する区域内：「道路・鉄道・軌道」及び「首都高速道路の道路境界線から両側 50m 以内で、路面高から高さ 15m までの空間（一部、路面高以上の空間）。ただし、首都高速道路から展望できない広告物を除く。」

※光源の点滅：映像等が連続的に動くものを含みます。

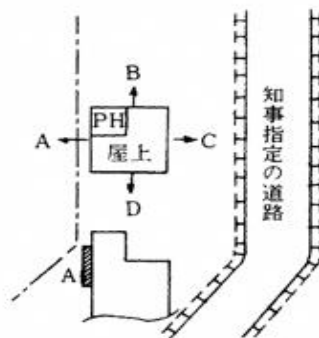
※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

※規則で定める規格の基準（条例第 21 条、規則第 19 条）が定められた広告物は、これに適合するものであること。

### Q10 道路から展望できない広告物は許可になりますか。

A10 「道路から展望できる」とは、自然の立地条件により判断し、道路から見えるかどうかということです。防音壁、他の建築物等の障壁はないものとして判断します。

道路と正反対の壁面に取り付ける広告物は、展望できないため、規則で定める規格の基準（条例第 21 条、規則第 19 条）に適合するものであれば許可することができます。（条例第 16 条第 2 項）



A の方向は展望できません。

ただし、屋上広告、野立広告のように広告物の裏側及び構造体の一部が見えるものは展望できる広告物になります。

**Q11 第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格はありますか。**

A11 自家用広告物及び塀又は工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画を除き、各広告物の表示面積は、10㎡以下としてください。(条例第21条第2項,規則第19条第2項)

**Q12 第1種文教地区内に設置する広告塔・広告板の禁止事項はありますか。**

A12 土地に直接設置する広告塔・広告板、建築物の屋上を利用する広告塔・広告板、建築物の壁面を利用する広告塔・広告板、建築物から突出する形式の広告塔・広告板は、露出したネオン管※の使用、赤色のネオン管※の使用、光源の点滅※が禁止になります。(規則第19条第1項別表第3)

※光源の点滅：映像等が連続的に動くものを含みます。

※ネオン管：光源(LED/外部照明(投光器等)/間接照明を含みます。)

**Q13 第1種低層住居専用地域の境界線から50m以内に設置する広告塔・広告板の禁止事項はありますか。**

A13 土地に直接設置する広告塔・広告板、建築物の屋上を利用する広告塔・広告板、建築物の壁面を利用する広告塔・広告板、建築物から突出する形式の広告塔・広告板は、光源の点滅※はしないでください。ただし、**自然の立地条件により展望できないものは除きます。**(規則第19条第1項別表第3) ※光源の点滅：映像等が連続的に動くものを含みます。

**Q14 掲出広告について、豊島区景観条例に基づく事前協議が必要ですか。**

A14 都市計画課届出・許認可グループに事前協議が必要です。(電話：03-4566-2633)

**Q15 事前に書類を確認してほしい。**

A15 新規申請・変更申請の場合は申請前に書類確認を行っています。

必要な書類が不足していた時や図面等に誤りがあった場合は申請を受付けることができなくなりますので、事前確認を行います。

窓口：豊島区役所6階道路管理課占用グループ(電話：03-4566-2672)

メール：[A0023206@city.toshima.lg.jp](mailto:A0023206@city.toshima.lg.jp)

**Q16 屋外広告物許可申請にはどのような書類が必要ですか。**

A16 当HPの「屋外広告物申請必要様式及び添付書類一覧表」をご覧ください。

**Q17 屋外広告物許可申請書はどのように記入すればよいですか。**

A17 当HPの「屋外広告物許可申請書記入例」をご覧ください。